

# 一般社団法人北海道カーリング協会 競技者規程

## (目的)

第1条 一般社団法人北海道カーリング協会（以下「本協会」という）は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「日本協会」という）が定めた、競技者規定の円滑な実施のために北海道競技者規程（以下「本規程」という）を制定する。

## (競技者の定義)

第2条 本規定の競技者とは、カーリングを愛好し日本協会に登録した本協会の会員を言う。また、地方協会に所属する愛好者についても準じて取り扱うことが望ましい。

## (競技者の出場できる協議会の範囲)

第3条 競技者は、日本協会に競技者登録をすることにより、日本協会、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という）、世界カーリング連盟（以下「WCF」という）が主催または公認した協議会に出場できる。

### 2. ユニフォームの取り扱い

（公社）日本協会が主催する大会に参加するチームのユニフォームについては（JCA競技者ユニフォーム規程）によって適用するが、本協会主催大会についての適用範囲は、主催大会競技委員長の判断によるものとする。

### 3. スポンサーcrest装着の義務

（1）本協会が指定するスポンサーcrestを本協会が指定する大会には必ず装着しなければならない。

（2）本協会が指定するスポンサーcrestを日本協会が主催する大会に出場する場合には必ず装着しなければならない。

装着位置は、【脚部スライディングフット】（JCA競技者規定）

## (競技者の心得)

第4条 競技者は、カーリング精神に則りルールとマナーを尊び、カーリングの発展寄与するよう努めなければならない。

2. 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重しなければならない。

3. 競技者は、ドーピング防止に関する規定を遵守しなければならない。

## (競技者の禁止事項)

第5条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）本協会主催協議会に申請なく参加すること。

（2）競技に際して、ドーピング又は暴力行為などにより、カーリング精神に明らかに違反すること。

（3）その他、競技者としてカーリングの品位を著しく汚す行為を行うか、本協会及び本協会加盟団体の名誉を著しく傷つけること。

（4）反社会的勢力や団体と関係を有すること。

(違反者への処分)

第6条 競技者が、第4条、第5条の規定に違反した場合、本協会理事の決定によりその違反の程度に応じ、次のような処分を行う。

- (1) 競技者登録への永久停止。
- (2) 期間を定めた競技者登録停止。
- (3) 競技会への出場禁止。
- (4) 始末書の提出。

2. 処分への不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」又は、日本協会コンプライアンス委員会に従って仲裁、解決されるものとする。

(競技者規定の変更)

第7条 この競技者規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の議決による。

(附 則)

令和5年7月15日制定

この規定は、令和5年7月15日から施行する。